

令和元年8月21日

鹿児島大学教職員組合
中央執行委員長 殿

国立大学法人鹿児島大学長
佐野 輝

(再提出) 稲盛記念館で営業するレストランのための駐車場設置の中止を求める要望書ならびに公開質問状に対する回答

標記の要望について、下記のとおり回答します。

記

I-1. 予定されている地域での駐車場の増設によって、1) 法文学部周辺を学内生活の場とする学生・教職員に対する交通事故の危険性が増加すること、2) レストラン利用者の車両が学内から出入りするとき、歩道やバス停留所を利用する市民、一般道を通行する自動車との交通事故の危険性が高く、交通渋滞の原因ともなることが危惧される。

<中間省略>

高麗本通りや歩道の安全の問題について県警や専門家の意見などを求め公開すべきである。

<回答>

安全対策については、サイン等(サイン・看板・標識等)の充実、並びに行政機関(鹿児島市・鹿児島県警察)と協議を行っているところであり、改めて、専門家の意見などを求め公開することは考えていません。

I-2. レストランの誘致は、稲盛氏の描く稲盛記念館の運営コンセプトの一環だと考えるが、稲盛氏は、学内の樹木を伐採(伐根)してまで駐車場を確保することを承知されているのか。もし承知されているということなら、このような行為が環境問題に関するイメージダウンとなり、交通問題も引き起こしうるため、地域社会から大学が批判を受けるリスクがあることを説明したのか。これらの点について回答を求めたい。

<回答>

稲盛記念館の計画の一環として駐車場整備を行う旨は、稲盛家にお話しさせていただいていますが、駐車場整備に伴い樹木伐採を行うことについては、お話ししていません。

なお、皆様からいただいた御意見を真摯に受け止め「樹木の伐採を伴わない駐車場計画」へ見直しを行うこととしました。

Ⅱ-1. 駐車場確保のために樹木を伐採（伐根）することは、1) キャンパスの環境悪化につながることで、2) 大学が地域社会に発信するメッセージとして相応しくないこと

→新たな植樹は50年後あるいは70年後に現在の法文学部東側のクスノキおよびアメリカカワの大木と同様の涼しく、多くの生き物が利用する良い環境を提供しうる樹種でしょうか？生垣用の灌木ではないでしょうか？面積では表現されない価値があります。

また、鹿児島大学環境方針の基本理念として「本学の教育・研究活動及び大学運営においては、これを認識し環境との調和と環境負荷の低減に努める」が謳われており、日頃大学構内を散策する市民も非常に多い。それにもかかわらず鹿児島市指定保存樹の要件を満たすほどに大きなクスノキを含む大木を伐採するのは「大学が地域社会に発信するメッセージ」としてふさわしくない。

<回答>

皆様からいただいた御意見を真摯に受け止め「樹木の伐採を伴わない駐車場計画」へ見直しを行うこととしました。

Ⅱ-2. そもそも単独のレストランの駐車場に30台ものスペースを割く必要があるのか疑問である。どのような層の市民が利用することを想定しているのか、1日当たり何人程度の市民の利用を見込んでいるのかなど、大学としてマーケティングリサーチはできているのか。

→レストラン事業者側の要求の根拠が示されていない。大学としての見込みが示されていない。

<回答>

レストラン事業者の公募時に複数事業者より意見聴取を行い、健全な業務営業を行うには30台の駐車場が必要であるとの事業者からの提案を優先し、当初の10台から20台を追加し、30台の駐車場を整備する計画へ、台数の見直しを図りました。

Ⅱ-3. 伐採した木を元に戻すことはできないこと、交通事故が起こる危険性が増すことを考えたとき、大学執行部は、鹿児島大学構成員に計画の全貌を丁寧に説明する義務を負っていると考える。

→「法文学部の了承」とは、法文学部教授会決定か？多くの問題を含む事案なので、少人数の関係者の了承であった場合「学部の了承」と表現することは不適切と考えられる。

<回答>

法文学部の了承については、法文学部の学部長、副学部長、各学科長等が出席される法文学部運営会議で審議され了承されました。その後、法文学部教授会へ報告されました。

Ⅲ－１．鹿児島大学七十周年の今年、開学の直後に植えられたと推定される樹木を切ることを学長自身、そして、大学執行部はどのように考えているのか。

<回答>

皆様からいただいた御意見を真摯に受け止め「樹木の伐採を伴わない駐車場計画」へ見直しを行うこととしました。

Ⅲ－２．緑地の少ない郡元キャンパス中央部での大木伐採が「鹿児島大学キャンパスマスタープラン 2015」や「鹿児島大学憲章」、「鹿児島大学環境方針」と矛盾しないと考えているのか。

<回答>

皆様からいただいた御意見を真摯に受け止め「樹木の伐採を伴わない駐車場計画」へ見直しを行うこととしました。

Ⅲ－３．法文学部教授会の資料などでは工事スケジュールや利用率経済面や駐車場運用の際の通勤時間帯などの混雑時の安全性の確保などに関する資料が含まれていなかったようだが、学内関係諸部局の了承を得るのに、このような資料の公開は不要と考えているのか。

<回答>

稲盛記念館の駐車場整備については、各学部から選出された教授又は准教授等で構成され、施設に関する事項の実施について審議する、施設マネジメント委員会での了承を得ており、改めて、学内関係諸部局への説明は考えていません。

なお、本委員会において工事スケジュール及び安全対策については説明済みです。

以上、ご理解の程よろしく申し上げます。